

3 . 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3 - 1 施設緑地の整備目標及び配置方針

(1) 都市公園

〔整備目標〕

| 種 別 | | 現況（平成10年度） | | | 目標年次（平成27年度） | | |
|--------|------|------------|--------|-------------------|--------------|--------|-------------------|
| | | か所 | 面積(ha) | m ² /人 | か所 | 面積(ha) | m ² /人 |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 51 | 6.15 | 0.52 | 80 | 12.96 | 1.08 |
| | 近隣公園 | 1 | 1.6 | 0.13 | 4 | 7.3 | 0.61 |
| | 地区公園 | 2 | 10.36 | 0.87 | 3 | 18.26 | 1.52 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 2 | 21.0 | 1.77 | 2 | 22.3 | 1.86 |
| | 運動公園 | 1 | 13.7 | 1.15 | 1 | 18.0 | 1.5 |
| 基幹公園計 | | 57 | 52.81 | 4.44 | 90 | 78.82 | 6.57 |
| 特殊公園 | 風致公園 | 1 | 8.1 | 0.68 | 3 | 108.9 | 9.08 |
| | 植物公園 | 1 | 6.7 | 0.56 | 1 | 6.7 | 0.56 |
| 特殊公園計 | | 2 | 14.8 | 1.25 | 4 | 115.6 | 9.63 |
| 都市緑地 | | 4 | 7.1 | 0.6 | 5 | 20.0 | 1.67 |
| 緑 道 | | - | - | - | 1 | 1.6 | 0.13 |
| 合 計 | | 63 | 74.71 | 6.29 | 100 | 216.02 | 18.0 |

* 市民一人あたり面積（m²/人）は小数点第3位で四捨五入しているため合計があわない場合がある。

〔配置方針〕

住区基幹公園

本市は街区公園、近隣公園などの日常的に市民が利用できる身近な公園（住区基幹公園）が不足しており、アンケートでは身近な公園を増やすことを望む声が多い。住区基幹公園の配置については、各住区毎に検討を行う。街区公園については各住区での均衡に配慮して配置を進め、近隣公園については同等の規模を有する公共施設緑地による機能補完に配慮して配置する。

地区公園は4住区1か所が基本となるが、配置については都市基幹公園、同等の規模を有する公共施設緑地などによる機能補完に配慮して進める。

各種別公園の規模については、既定計画を除いて国の標準面積（街区公園 0.25ha、近隣公園 2.0ha）で設定する。

管理、運営などについては各公園のある地域の市民との協働により、利用しやすく、愛され親しみのもてるものとしていく。また、より地域に密着した遊び場、憩いの場とするために、計画段階から子供の意見を聞くなど、市民が主体となった公園づくりについてもあわせて検討していく。

ア．街区公園

現在、51 か所、6.15ha が整備されている。今後も誘致距離（250m）、土地区画整理事業等の市街地の整備状況、人口の配置等を考慮しつつ整備を進める。これにより整備目標は80 か所 12.96ha、市民1人あたり 1.08 m²とする。

イ．近隣公園

現在、新川公園（1.6ha）が整備されている。学校グラウンド、河川緑地などの公共施設緑地で補完して誘致距離（500m）をカバーし、効果的に整備を進める。これにより整備目標は4 か所 7.3ha、市民1人あたり 0.61 m²とする。

ウ．地区公園

現在、渡良瀬川右岸に市民広場（4.71ha）、左岸に小梅琴平公園（5.65ha）が整備されている。この他に渡良瀬川右岸の河川緑地にあるさくら遊園（7.9ha）を地区公園とする。これにより整備目標は3 か所 18.26ha、市民1人あたり 1.52 m²とする。

表 住区基幹公園の整備目標

| 住区 | 行政区分 | 街区公園 | | | | | | 近隣公園 | | | | | | 地区公園 | | | | | |
|-----|-------|------|---------|---------------------|------|---------|---------------------|------|---------|---------------------|------|---------|---------------------|------|---------|---------------------|------|---------|---------------------|
| | | 現況 | | | 目標年次 | | | 現況 | | | 目標年次 | | | 現況 | | | 目標年次 | | |
| | | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) | か所 | 面積 (ha) | (m ² /人) |
| 1 | 1,10 | 1 | 0.12 | 0.19 | 3 | 0.62 | 0.98 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 2,6,7 | 4 | 1.02 | 0.99 | 6 | 1.52 | 1.48 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 8,9 | 2 | 0.03 | 0.03 | 9 | 1.34 | 1.23 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 3,4,5 | 2 | 0.52 | 0.49 | 4 | 0.94 | 0.88 | 1 | 1.6 | 1.5 | 1 | 1.6 | 1.5 | 1 | 5.65 | 5.29 | 1 | 5.65 | 5.3 |
| 5 | 11 | 3 | 0.26 | 0.25 | 6 | 0.87 | 0.84 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 13 | 3 | 0.29 | 0.31 | 7 | 1.29 | 1.19 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 12,18 | 5 | 0.25 | 0.17 | 8 | 1.0 | 0.67 | | | | 1 | 2.0 | 1.33 | | | | 1 | 7.9 | 5.27 |
| 8 | 15 | 16 | 1.16 | 0.58 | 18 | 1.88 | 0.94 | | | | 1 | 1.7 | 0.85 | 1 | 4.71 | 2.35 | 1 | 4.71 | 2.35 |
| 9 | 16 | 5 | 0.52 | 0.47 | 7 | 1.02 | 0.93 | | | | 1 | 2.0 | 1.83 | | | | | | |
| 10 | 14 | 1 | 0.03 | 0.07 | 2 | 0.28 | 0.61 | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 17 | 9 | 1.95 | 1.85 | 10 | 2.2 | 2.09 | | | | | | | | | | | | |
| 市全体 | | 51 | 6.15 | 0.52 | 80 | 12.96 | 1.08 | 1 | 1.6 | 0.13 | 4 | 7.3 | 0.61 | 2 | 10.36 | 0.87 | 3 | 18.26 | 1.52 |

* 現況：平成10年度 目標年次：平成27年度

都市基幹公園

都市基幹公園は市民全体の利用に供するもので、本市では総合公園 2 か所、運動公園が 1 か所整備されており、今後はこれら既存の公園のレクリエーション、防災面の機能及び規模を拡充するとともに、利用しやすく魅力ある公園とするために再整備する。

ア．総合公園

現在、動物園、遊園地を併設している桐生が岡公園（10.8ha）、市街地南部の丘陵地に野球場、テニスコートなどの運動施設や梅林がある桐生市南公園（10.2ha）が整備されており、このうち桐生が岡公園について都市計画決定面積にあわせて拡充し 12.1ha とする。

これにより整備目標は 2 か所 22.3ha、市民 1 人あたり 1.86 m²とする。

イ．運動公園

現在、体育館、野球場、テニスコートなどの運動施設を有する桐生市運動公園（13.7ha）が整備されており、さらに機能と魅力の増進を図り 18.0ha に拡充する。

これにより整備目標は 1 か所 18.0ha、市民 1 人あたり 1.5 m²とする。

特殊公園

特殊公園は風致、動植物、歴史等の都市の特性を保全しつつこれらを活かした特色ある公園であり、本市では風致公園1か所、植物公園1か所が整備されている。これらを保全するとともに、さらに、本市の特性である市街地に隣接した斜面緑地へ、自然環境を極力保全しつつ風致公園を配置する。

ア．風致公園

現在、サクラやツツジの名所で市街地を一望できる眺望点でもある水道山公園(8.1ha)が整備されており、都市計画決定面積にあわせて拡充し8.8haとする。

この他、環境保全を目的として本市が用地を取得した菱町四丁目・五丁目周辺の市街地に接した広大な樹林地(83.6ha)を、自然環境を保全しつつ、遊歩道などの整備により植物観察などができる風致公園とする。管理や樹木の育成などについて、市民ボランティアなどの参加、協力により市民に親しまれる公園としていく。

また、桧杓山においても市街地に接した樹林による自然環境を保全しつつ、自然や歴史的特性を活かした風致公園(16.5ha)とする。

これにより整備目標は3か所108.9haとする。

イ．植物公園

現在、吾妻山山麓の盆地状の谷間を利用した花の公園として吾妻公園(6.7ha)が整備されており、温室草花、熱帯植物をはじめとしてツツジ、サクラ、花菖蒲など多くの草花が栽培されている。

今後も良好な管理により特色ある公園として保全していくこととし、整備目標は現行のまま1か所6.7haとする。

都市緑地

主として、都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るための緑地である。本市では渡良瀬川河川敷において上毛電気鉄道の鉄橋から市域東端まで201.8haが都市緑地として都市計画決定されている。現在は、このうち渡良瀬川右岸の松原橋公園(6.0ha)が整備されている他、市街化区域内に3か所(1.1ha)整備されており、あわせて7.1haとなっている。

目標年次までに松原橋公園は松原橋周辺と間の島地区まで拡大し16.7haとする。

また、梅田湖周辺のレクリエーション拠点の中心となる梅田台緑地(2.2ha)を整備する。

これにより整備目標は5か所20.0haとする。

緑道

災害時における避難路、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を目的とする緑地である。

市街地中心部のオープンスペースの確保と、水と緑によるうるおいのある快適な空間を創出するとともに、火災時の延焼遮断効果などにより都市の防災機能を強化する緑地として、新川公園と街区公園、公共施設緑地などの緑地をつなぐ新川緑道を整備する。

これにより整備目標は1か所1.6haとする。

〔概ね4ha以上の都市公園の位置及び規模〕

| 種別 | 図面对照番号 | 名称及び概ねの位置 | | 面積(ha) |
|------|-------------|---------------------|------------------------------|--------|
| 地区公園 | 地 - 1 | 市民広場 | 相生町二丁目(渡良瀬川右岸) | 4.71 |
| | 地 - 2 | 小梅琴平公園 | 琴平町、小梅町(渡良瀬川左岸) | 5.65 |
| | 地 - 3 拡張整備 | さくら遊園 | 桜木町、広沢町一丁目 (渡良瀬川右岸) | 7.9 |
| 総合公園 | 総 - 1 拡張整備 | 桐生が岡公園 | 宮本町三・四丁目 西久方町二丁目 | 12.1 |
| | 総 - 2 | 桐生市南公園 | 広沢町五丁目 | 10.2 |
| 運動公園 | 運 - 1 拡張整備 | 桐生市運動公園 | 相生町三丁目 | 18.0 |
| 特殊公園 | 特 - 1 拡張整備 | 水道山公園(風致公園) | 宮本町二丁目、堤町一丁目 | 8.8 |
| | 特 - 2 | 吾妻公園(植物公園) | 宮本町三丁目 | 6.7 |
| | 特 - 3 新規整備 | 桧杓山(風致公園) | 梅田町一丁目(桧杓山) | 16.5 |
| | 特 - 4 新規整備 | 菱町四丁目・五丁目 (風致公園) | 菱町四・五丁目 | 83.6 |
| 都市緑地 | 都緑 - 1 拡張整備 | 松原橋公園 | 広沢町五・六・七丁目 広沢町間ノ島(渡良瀬川右岸) | 16.7 |

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

* 拡張整備及び新規整備については、目標年次を平成27年度とする。

(2) 公共施設緑地

〔整備目標〕

| 種 別 | 現況（平成10年度） | | | 目標年次（平成27年度） | | |
|--------|------------|--------|-------------------|--------------|--------|-------------------|
| | か所 | 面積(ha) | m ² /人 | か所 | 面積(ha) | m ² /人 |
| 公共施設緑地 | 107 | 78.57 | 6.61 | 104 | 85.53 | 7.13 |
| 都市公園 | 63 | 74.71 | 6.29 | 100 | 216.02 | 18.0 |
| 都市公園等 | 170 | 153.28 | 12.9 | 204 | 301.55 | 25.13 |

〔配置方針〕

河川緑地

本市の河川を代表する一級河川渡良瀬川、桐生川は、河川敷を利用した施設緑地が配置されている。今後も市街地に接する清流とそこに生息する動植物による自然環境との共生に配慮しながら、水と緑豊かなオープンスペースとして活用していくため施設緑地として整備を進める。あわせて、レクリエーション、都市防災などの機能をもった都市公園の機能及び配置を補完する緑地と位置づける。

また、渡良瀬川は「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基いて施設緑地の整備を進めるとともに、河川敷の樹林を治水上支障がない範囲で保全し、河川堤防の緑化を推進する。桐生川については、「桐生川整備構想」をもとに施設緑地の整備方針の検討を進める。

ア．渡良瀬川

渡良瀬川の河川敷は、上毛電気鉄道の鉄橋より下流部が都市緑地として都市計画決定されており、都市緑地の他に公共施設緑地として桐生大橋広場（6.05ha）、さくら遊園（4.88ha）、昭和遊園（0.24ha）、間の島青少年広場（0.21ha）、境野町六丁目小運動場（0.56ha）、浜の京青少年広場（0.55ha）が整備されている。これらについては、渡良瀬川河川敷の自然環境を保全しつつ、市街地に接する施設緑地としての活用を図り、以下に示す緑地の整備を進める。

- 桐生大橋広場は拡張整備により7.1haとする。
- さくら遊園は拡張とともに地区公園として整備する。
- 境野町六丁目小運動場と浜の京青少年広場は、新規の公共施設緑地として整備される境野緑地とあわせて13.6haとする。

イ．桐生川

桐生川では広見広場（0.34ha）、宿の島青少年広場（0.44ha）、両国橋市民広場（0.41ha）が整備されている。今後は、自然環境との共生を図りながら整備方針の検討を進める。

青少年広場

青少年広場についての新規整備計画はないが、近隣の子どもにとって最も身近な広場として適切な利用が図れるよう、市民による管理・運営を図りつつ保全する。

学校グラウンド

小・中学校の一般開放されている学校グラウンドは、市民にとって最も身近な運動の場であるとともに、子どもから高齢者まで様々な人が花や緑を楽しみ集う場でもある。

今後とも小・中学校との連携・協力により、環境を保全しながら市民の健康や憩いの広場としての活用を推進する。

市営住宅・県営住宅内公園

公営住宅内に整備された公園は、主に住宅団地内の身近な広場としての機能を果たしており、今後も公営住宅の整備にあわせて配置する。

その他の公共施設緑地

本市では公共緑地として、自然に親しみふれあうことのできる桐生自然観察の森、岡登緑道や新田堀緑道、運動のための広場、市民からの樹木の受託と希望者への払い出しや地域花壇のための草花の苗を育てるグリーンフラワーバンクなど、多種多様な緑地が整備されている。

また、多くは都市公園の機能及び配置を補完する役割も担っており、これらの用途にあわせた緑地や樹木等を良好な状態で保全していくための適切な管理を図るとともに、必要に応じた配置を進める。

〔概ね4ha以上の主な公共施設緑地の位置及び規模〕

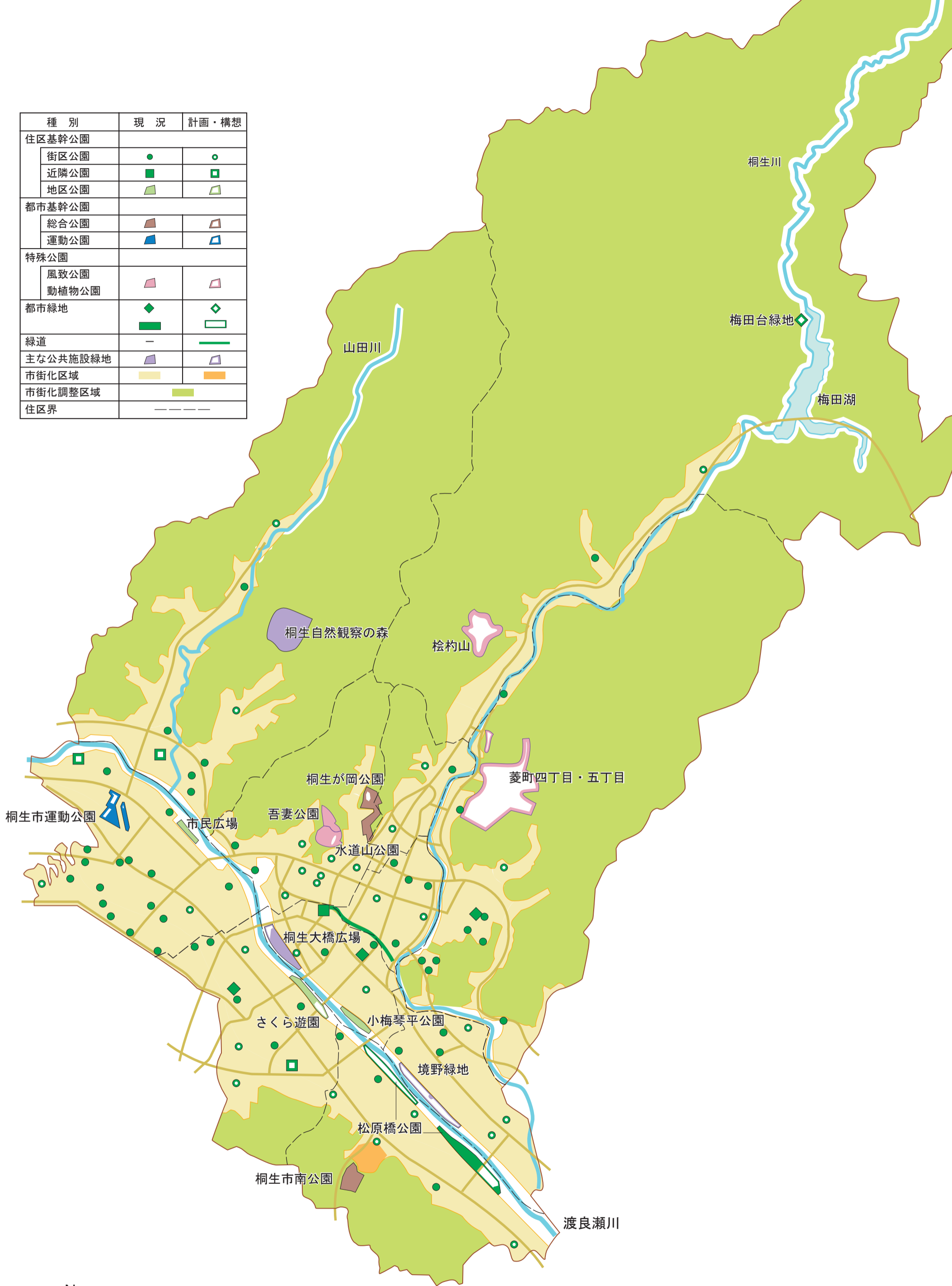
| 種別 | 図面对照番号 | 名称及び概ねの位置 | | 面積(ha) |
|------------|-------------|-----------|---------------------------|--------|
| 河川緑地 | 河 - 1 拡張整備 | 桐生大橋広場 | 清瀬町、織姫町、錦町三丁目 (渡良瀬川左岸) | 7.1 |
| | 河 - 10 新規整備 | 境野緑地 | 境野町七丁目(渡良瀬川左岸) | 13.6 |
| その他の公共施設緑地 | 公 - 15 | 桐生自然観察の森 | 川内町二丁目 | 18.9 |

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

(3) 民間施設緑地

本市の民間施設緑地としては、多くの社寺境内地があり、これらは、市や県指定の天然記念物を含む社寺林による豊かな緑とともに、地域の歴史や文化などを継承している。また、古くからの身近な緑地として近隣に居住する市民の憩いや交流の場所でもあり、緑地としての持続性も高いことから今後も保全する。

| 種別 | 現況 | 計画・構想 |
|----------|-----|-------|
| 住区基幹公園 | | |
| 街区公園 | ● | ○ |
| 近隣公園 | ■ | □ |
| 地区公園 | ▲ | △ |
| 都市基幹公園 | | |
| 総合公園 | ■ | □ |
| 運動公園 | ■ | □ |
| 特殊公園 | | |
| 風致公園 | ▲ | △ |
| 動植物公園 | ▲ | △ |
| 都市緑地 | ◆ | ◇ |
| 緑道 | — | — |
| 主な公共施設緑地 | ■ | □ |
| 市街化区域 | ■ | ■ |
| 市街化調整区域 | ■ | ■ |
| 住区界 | --- | --- |



〈都市公園と主な公共施設緑地の配置計画図〉

3 - 2 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 法によるもの

〔指定目標〕

| 種 別 | 現況（平成10年度） | | 目標年次（平成27年度） | |
|------------|------------|-----------|--------------|-----------|
| | か所 | 面積(ha) | か所 | 面積(ha) |
| 緑地保全地区 | 1 | 3.3 | 1 | 3.3 |
| 風 致 地 区 | 5 | 113.6 | 6 | 283.6 |
| その他の法によるもの | - | 12,438.83 | - | 12,327.73 |
| 合 計 | - | 12,555.73 | - | 12,614.63 |

〔指定方針〕

緑地保全地区

市街化区域内及び周辺の良好な樹林・樹木の永続的な保全を図るために指定するもので、本市では相生町四丁目の国道 122 号沿い及びわたらせ渓谷鐵道沿いのヒノキ林・雑木林が蕪町緑地保全地区（3.3ha）として指定されている。今後も市街地に残る貴重な樹林・樹木として残していくために、現況のまま緑地保全地区として保全する。

風致地区

市街化区域内及び周辺の樹林、水辺等の自然環境や自然景観及び住宅地などの良好な景観の保全を図るために指定するもので、本市では桐生が岡風致地区（29.7ha）、水道山風致地区（46.0ha）、丸山風致地区（26.6ha）、富士山風致地区（4.7ha）、阿左美風致地区（6.6ha）が指定されている。

今後は、風致公園として整備する菱町四丁目・五丁目の樹林地を含む、観音山周辺から北側一帯で約 170.0ha の指定について検討する。

これにより、風致地区の指定目標は 6 か所 283.6ha となる。

〔緑地保全地区と風致地区の位置及び規模〕

| 種別 | 図面対照番号 | 名称及び概ねの位置 | | 面積 (ha) |
|--------|-------------|-----------|-------------------------|---------|
| 緑地保全地区 | 緑保 - 1 | 蕪町緑地保全地区 | 相生町四丁目 | 3.3 |
| 風致地区 | 風致 - 1 | 桐生が岡風致地区 | 宮本町二・三・四丁目 西久方町一・二丁目 | 29.7 |
| | 風致 - 2 | 水道山風致地区 | 宮本町二・三丁目、堤町一丁目 | 46.0 |
| | 風致 - 3 | 丸山風致地区 | 堤町二・三丁目、元宿町 | 26.6 |
| | 風致 - 4 | 富士山風致地区 | 相生町二丁目 | 4.7 |
| | 風致 - 5 | 阿左美風致地区 | 相生町一・二丁目 | 6.6 |
| | 風致 - 6 新規指定 | 観音山 | 菱町二・三・四・五丁目 | 170.0 |

* 図面対照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

その他の法によるもの

ア．河川区域

河川法による河川区域は、渡良瀬川、桐生川、山田川をはじめとして 11 河川 425.8ha が指定されており、今後も保全するとともに必要に応じた改修・整備を促進する。

改修・整備については、治水機能との調整を図りながら自然環境に配慮しつつ促進する。

イ．保安林区域

森林法による保安林区域は、水源かん養、土砂流出防備、水害防備、保健保安林をあわせて 2,213.00ha が指定されている。今後も適正な管理、調査により保全する。

ウ．国有林及び地域森林計画対象民有林

国有林は 1,281.0ha、地域森林計画対象民有林は 8,494.0ha となっている。これらの森林は、本市の林業を担うとともに良質な水を安定供給するための水源かん養機能を有し、さらに自然とのふれあいの場や市街地の豊かな緑の背景となっている。

今後も適正な管理のもとに計画的な間伐及び育林などの施業を進め、良好な資源となる森林地域として保全する。また、清流の水質を守るためには、水源かん養能力の高い樹林が不可欠であり、そのために針葉樹林の人工林に広葉樹を組み合わせた複層混交林の創出を進める。

ただし、地域森林計画対象民有林については、将来は一部が都市公園（菱町四丁目・五丁目、桧杓山）となるため、減少して 8,393.9ha となる。

エ．工場立地法に基づく緑地

工場立地法に基づく緑地は 14 か所 8.23ha となっている。今後も継続した保全・育成を促進する。

(2) 条例によるもの

〔指定目標〕

| 種 別 | 現況（平成10年度） | | 目標年次（平成27年度） | |
|---------------|------------|--------|--------------|--------|
| | か所 | 面積(ha) | か所 | 面積(ha) |
| 自然環境保全地域（県指定） | 2 | 100.93 | 2 | 100.93 |
| 緑地環境保全地域（県指定） | 2 | 40.1 | 2 | 40.1 |
| 自然緑地保護地区（市指定） | 2 | 4.92 | 5 | 10.1 |
| 合 計 | 6 | 145.95 | 9 | 151.13 |

〔指定方針〕

自然環境保全地域

県の指定による自然環境保全地域は、山田川源流部の鳴神山（74.4ha）と桐生川源流部の根本沢（26.53ha）で指定されている。

鳴神山の指定地域はミズナラ、クヌギ、クリ等の落葉広葉樹林により形成され、カッコソウ、ナルカミスミレ、ヒメイワカガミ、コメツツジの自生地であるとともに、トワダカワゲラ、ムカシトンボなどの貴重な生物の生息地となっている。

根本沢の指定地域はシオジ林、ヤマグルマ林、ツガおよびカエデの針葉樹、広葉樹混合林により形成され、ガロアムシ、ハコネサンショウウオなどの貴重な生物の生息地であり、自然環境保全地域の特別地区に指定されている。

今後も、水源地であるとともに貴重な動植物の生息地であるこれらの地域は、自然環境保全地域として保全する。

緑地環境保全地域

県の指定による緑地環境保全地域は、吾妻山のコナラ、モンゴリナラ等の落葉広葉樹林やシラカシ、ヤマタバコ群落（37.82ha）と、崇禅寺のクヌギ、コナラ等の落葉広葉樹林（2.28ha）が指定されている。

今後も、これらの貴重な樹林は緑地環境保全地域として保全する。

自然緑地保護地区

市の指定による自然緑地保護地区は、賀茂神社（4.17ha）と天満宮（0.75ha）で指定されている。賀茂神社は自然緑地の保全、天満宮は市街地内の景観地区として自然風物を残すことを目的としている。

今後も、これらは本市の特性となる歴史資源として、また市街地及びその周辺に残る緑豊かな自然資源として保全する。

今回新たに市天然記念物シホウチク群を有する菱町二丁目の泉龍院(1.35ha)、ならびに市街地内でまとまった樹林地を残す川内町三丁目の永明寺(3.15ha)を自然緑地の保護を目的として指定する。

また、群馬大学工学部同窓記念館周辺(0.68ha)を景観地区として指定する。

これにより指定目標は5か所 10.1haとなる。



泉龍院

〔条例による緑地の位置及び規模〕

| 種別 | 図面对照番号 | 名称及び概ねの位置 | | 面積(ha) |
|----------|-------------|-------------------|--------------------|--------|
| 自然環境保全地域 | 自環 - 1 | 鳴神山自然環境保全地域 | 梅田町三丁目、川内町五丁目(鳴神山) | 74.4 |
| | 自環 - 2 | 根本沢自然環境保全地域(特別地区) | 梅田町五丁目(根本沢) | 26.53 |
| 緑地環境保全地域 | 緑環 - 1 | 吾妻山東面 | 宮本町四丁目 | 37.82 |
| | 緑環 - 2 | 崇禅寺 | 川内町二丁目 | 2.28 |
| 自然緑地保護地区 | 自緑 - 1 | 賀茂神社 | 広沢町五・六丁目 | 4.17 |
| | 自緑 - 2 | 天満宮 | 天神町一丁目 | 0.75 |
| | 自緑 - 3 新規指定 | 泉龍院 | 菱町二丁目 | 1.35 |
| | 自緑 - 4 新規指定 | 永明寺 | 川内町三丁目 | 3.15 |
| | 自緑 - 5 新規指定 | 群馬大学工学部同窓記念館周辺 | 天神町一丁目 | 0.68 |

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

* 新規指定の目標年次は、平成27年度とする。

「桐生川の清流を守る条例」による緑地の保全

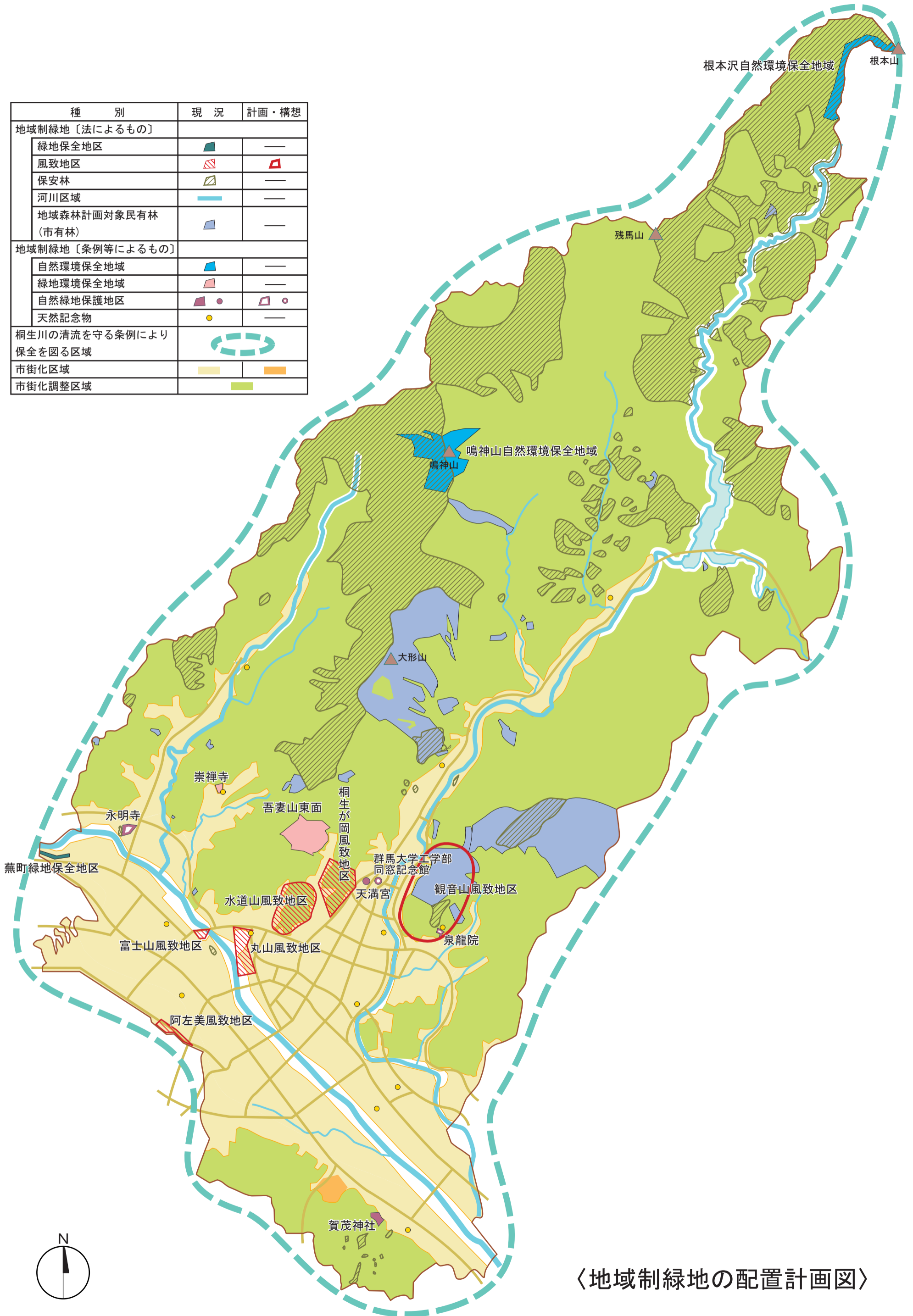
桐生川は本市北端の根本沢を源流として、流域に豊かな自然環境、うるおいのある生活環境を与えながら渡良瀬川に合流している。この桐生川を中心とし、山田川、黒川など多くの中小河川と渡良瀬川が緑豊かな本市をつくりあげており、市民にとって心豊かな生活を送るための大切な自然であり誇りでもある。

一方で、これらの流域において市民自らの日常生活、生産活動、レクリエーションなどの都市活動が清流に影響を及ぼすことがある。

安全で快適な市民生活を送りながらも、これらの河川流域における本市独自の自然環境が失われてしまわないように、今ある自然環境を守るとともに、失われた物を再生して次代に引き継ぐために、「桐生川の清流を守る条例(平成12年6月)」を制定した。

この条例のもとに、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、それぞれが自らの役割を考え果たしながら、桐生川を中心とする市全体の河川と河川流域の緑地、自然環境を保全していくこととする。また、その活動の拠点として梅田清流広場を活用する。

| 種 別 | 現 況 | 計 画・構 想 |
|---------------------------|-----|---------|
| 地域制緑地〔法によるもの〕 | | |
| 緑地保全地区 | | — |
| 風致地区 | | |
| 保安林 | | — |
| 河川区域 | | — |
| 地域森林計画対象民有林 (市有林) | | — |
| 地域制緑地〔条例等によるもの〕 | | |
| 自然環境保全地域 | | — |
| 緑地環境保全地域 | | — |
| 自然緑地保護地区 | | |
| 天然記念物 | | — |
| 桐生川の清流を守る条例により 保全を図る区域 | | |
| 市街化区域 | | |
| 市街化調整区域 | | |



〈地域制緑地の配置計画図〉

3 - 3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公共公益施設の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

| 区 分 | 緑化目標（目標年次・平成 27 年度） |
|------------|----------------------|
| 街区公園 | 緑化率 30%以上 |
| 近隣公園 | 緑化率 50%以上 |
| 地区公園 | 緑化率 50%以上 |
| 幹線道路 | 市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上 |
| その他の公共公益施設 | 緑化率 20%以上 |

〔緑化方針〕

都市公園

本市の都市公園は、市街地周辺の緑豊かな丘陵地や河川敷などの自然環境を活かしたものが多く緑化率は高くなっている。

今後の都市公園の緑化にあたっては地域の特性を取り入れた樹木やデザインなどを積極的に導入し、地域に親しまれる公園とする。

公園の整備、改修にあわせて緑化を推進するとともに、誰もが快適に利用することができて、コミュニティの醸成の場となるようにバリアフリー化を進める。

都市公園の花壇づくりや緑化、住区基幹公園の管理・運営については市民との協働により推進する。

緑化率については、市街化区域内の緑量の少ない地域に配置する住区基幹公園については、市街化区域内における火災時の延焼遮断効果を高めるために、国の緑化水準を参考として街区公園は 30%以上、近隣公園、地区公園は 50%とする。また、災害時の避難場所となる公園は、可能な限り防火能力の高い樹種により積極的に緑化を推進する。



桐生が岡公園

道路

市内で緑化されている道路の路線数は、国道 2 路線、主要地方道 4 路線、一般県道 8 路線、市道 44 路線で、街路樹（高中木）の植栽本数は 5,596 本、植栽延長は 45,811 m、グリーンベルト（低木）の植栽延長は 26,895 m、植栽面積は 25,394 m²である。これらは、市街地中心部の都市計画道路で進められている。



コロンバス通り

今後は、都市計画道路の整備にあわせて、都市の防災機能の強化とともに本市全体の緑のネットワークを形成するために、ゆとりある歩行空間とともにうまいのある緑化空間の創出を図り、街路樹やグリーンベルトなどによる積極的な街路緑化を推進する。

樹種については、道路状況に応じて可能な限り、季節を感じられ、本市の生態系の保全に配慮した自生種や、防火能力の高い樹種とともに、大気浄化能力が高い樹種、環境指標となる大気汚染に弱い樹種等も選定していく。

一方で、街路樹は樹種や管理状況によっては、沿道に居住する市民にとって落ち葉や日照などの問題から迷惑施設となる可能性があり、市民に親しみのもてるものとしていく必要がある。そのため、樹種の選定やネーミング、清掃など、地域の市民や学校の児童・生徒、事業者などとの協働を推進するとともに、街路樹の維持・管理を市民に委託する里親制度などについても検討を進め、まちの顔となる街路づくりを推進する。

緑化目標は、都市計画道路の整備にあわせて緑化を進め、市民の協力を得ながら市が管理する幹線道路の緑化率を 20%以上とする。

公共公益施設

本市の公共公益施設の緑化率は、市役所 14.7%、教育施設としてはそれぞれ平均で幼稚園 19.0%、小学校 11.0%、中学校 11.3%、市立養護学校などのその他の教育施設は 23.6%となっている。この他、福祉施設 11.9%、保育園 13.5%、公民館 14.8%となっている。特に緑化率が高い施設は、蕪町会館（64.0%）、広沢老人憩いの家（52.2%）である。以上の施設と運動施設（都市公園を除く）などをあわせた本市全体の主な公共公益施設の平均緑化率は 16.9%となっている。また、屋上緑化は市民文化会館、境野水処理センターで行われている。

市役所は、緑化推進の発信地として敷地や建物が常に草花や樹木で美しくデザインされているように努め、市民文化会館や福祉施設など文化・コミュニティの中心となる施設は、快適でうまいのある景観の形成を図り緑化率を向上させる。

公民館は、緑化率は比較的高いが南公民館、昭和公民館では緑化率が低いため、施設を利用する市民によるプランターなどを用いた小空間の緑化を進める。

教育施設のうち特に小・中学校は、環境教育の場として捉え児童・生徒による花壇づくりや樹木の管理を推進する。また、地域に身近な施設でもあることから、地域の景観形成、生活環境の保全に配慮しつつ緑化を進めるとともに、災害時の避難場所に指定されている施設も多いため、特に外周部に防火能力の高い常緑高木等を積極的に植栽する。

緑化目標は、災害時における防災機能を高めるためにも緑化率を20%以上とする。

河川

渡良瀬川では「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づいて河川敷を活用した緑地の整備、河川堤防を活用したサイクリングロードや散策路などの整備が行われている。

桐生川では、河川改修にあわせて親水性護岸が進められている。

山田川についても河川改修にあわせて一部の区間で多自然型川づくりが行われている。

また、これらの河川ではボランティアにより清掃、草刈りなど河川環境の保護活動が行われている。

今後は、渡良瀬川については「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づき緑化を推進する。桐生川、その他の河川についても、治水機能の維持・向上とともに、河川の持つ自然環境を保全、創出するとともにうるおいと親しみのある水辺環境を形成するために、自然環境に配慮しながら河川敷や河川堤防法面等の緑化、親水空間の整備を図る。緑化については清掃、草刈りとともに、市民参加による積極的な活動を促進する。

また、豊かな自然が多く残る区間や環境整備の必要な区間は自然環境の維持・保全及び回復を図るため、多自然型の川づくりを国、県へ要請していく。



桐生川（小松橋上流）

(2) 民有地の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

| 区 分 | | 緑化目標（目標年次・平成 27 年度） |
|-------|-------------|---------------------|
| 住 宅 地 | | 敷地内緑化率 20%以上 |
| 商 業 地 | | 1 建物にフラワーポット 1 か所以上 |
| 工業地 | 工場立地法に基づく工場 | 敷地内緑化率 25%以上 |
| | その他の工場・事業所 | 敷地内緑化率は空地の 20%以上 |

〔緑化方針〕

住宅地

市街地の中でも多くを占める住宅地は、地域の特性を守り活かしながら、安全で魅力的な生活空間を創出するために都市計画手法や市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区や新たに開発、整備される住宅地については、地区計画の適用を図り、緑化が進められやすい環境づくりにより緑化を推進し敷地内の緑化率 20%を目標とする。

公営住宅においては、積極的な緑化を推進し民間住宅の模範となるよう努める。

市街地中心部での市道等に面した住宅地区では「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し、生垣化や花壇などによる緑化を進める。

その他の住宅地についても市の生垣づくり奨励苗木交付事業を活用して生垣づくりを促進するとともに、グリーンフラワーバンクや移動地域バンクを活用して接道部の緑化を促進する。

旧家などの敷地内に残る屋敷林や、社寺林は「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による保存樹の指定を進め保全を図る。

民有地の緑についても、公共施設の緑とともに地域の緑を構成する重要な緑であり、地域全体での保全と緑化推進に努める。



緑化協定による生垣の例

商業地

市街地中心部周辺の商業施設が集積する地区は都市を代表する地区である。商業、歴史・文化等が集積し、多くの人が集まるにぎわいのある地区として本市の歴史的景観を活かしながら、個性とうるおいのある商業空間を創出するために、都市計画手法や、市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区については、地区計画の適用を図り緑化が進められやすい環境づくりを行う。

「桐生市みどりと花の会」の事業により商店街への緑化指導を進めるとともに、商店会、業務地域の組合等の協力を得て、1建物前にフラワーポット1か所以上を目標として緑化を推進する。

また、歴史的景観の残る地区は、その景観と樹木の保全を図り桐生市らしい個性的な商業地空間の保全・創出を図る。

工業地

就業者や周辺環境及び景観に配慮した良好な工場・事業所環境を形成するために工場・事業所敷地内の緑化を促進する。

本市の一定規模以上の工場では工場立地法による緑地の確保が進められているが、市では工場・事業所緑化補助事業実施要綱に基づき工場や事業所への補助を行っている。

今後も工場立地法による緑化を促進するとともに、補助事業の推進とこれによる緑化や「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し接道部の緑化を進める。

工場立地法に基づく工場の緑化目標は、工場立地法（工場立地法準則第2条、第3条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)）を参考として敷地内の緑化率を25%以上とする。

その他の工場・事業所については、接道する敷地外周を中心に可能な限り緑化を推進する。緑化目標は敷地内緑化率として空地の20%以上を目安とする。

3 - 4 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

(1) 施策と役割分担

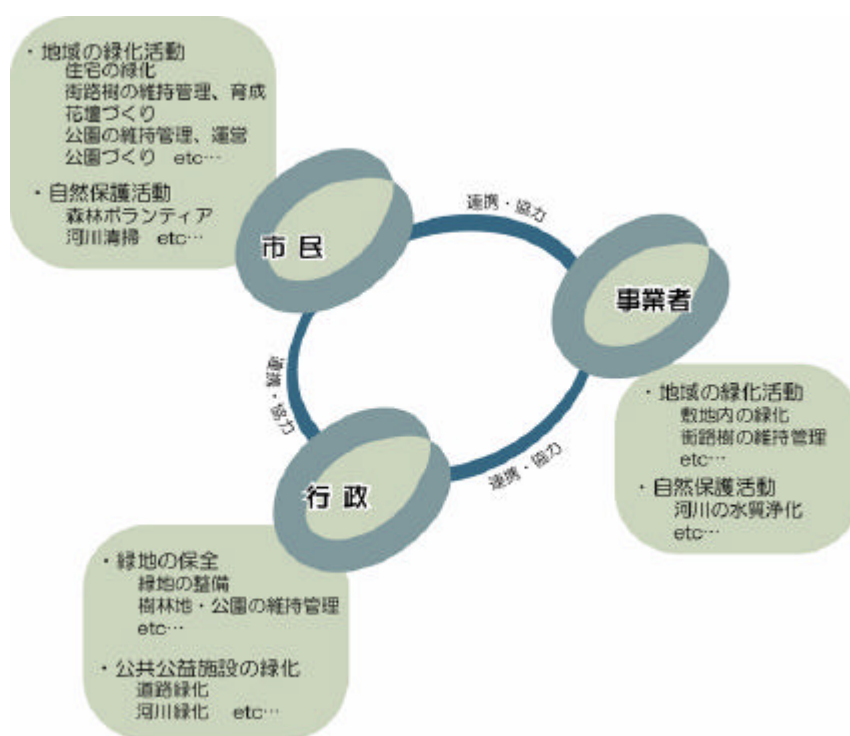
本市では多くの市民団体による緑化、緑地保全活動が行われている。また、市民参加による緑のまちづくりについてのアンケートでは、「個人でできる範囲で参加・協力する」という回答が約60%、「進んで参加・協力する」という回答が5%で、「個人でできる範囲で参加・協力する」は各年代とも5割を超えている。参加・協力できそうな活動としては、「自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり」が約30%、「公園、道路などの清掃、除草、水やりなどの手入れ」が約25%、「公園、道路などの花壇づくり」が約20%、「緑の募金活動などへの協力」が約15%となっており、民有地とともに公共施設での活動に対する意欲もみられる。

自分たちの暮らすまちを自分たちの手により、自然環境が守られ美しく緑化された緑豊かなまち、「ふるさとの川と緑を守り育むまち」にするという共通のイメージをもち、それぞれの立場で活動を推進することが将来の望ましいまちづくりにとって重要となる。

そのためには、現在行われている市民の自主的な緑化、緑地保全活動を推進するとともに、アンケートに現れた市民の潜在的パワーを活かすシステムづくりと、市民、事業者、行政が一体となってパートナーシップを築きながら緑に関する施策に対してそれぞれの役割を進めていくことが重要となる（下図参照）。

それにより、今後は市民、事業者の活動内容、機会の拡大を進め、市民・事業者との協働による公園づくりや街路樹の育成とともに、民有地の緑化と緑地の保全についても検討し、推進していく。

次頁に本市における“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”の施策に対する市民、事業者、行政の3者の役割分担を示す。



市民・事業者・行政の協力体制と主な活動を示す概念図

表 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

| 基本方針 | 基本施策 | 施策 | 役割分担 | | | |
|--|-------------------|-------------------------|-----------|-----|----|--|
| | | | 市民 | 事業者 | 行政 | |
| 1. 自然にやさしいまちをつくる (緑の保全) | 樹林 樹木の保全 | 森林の保全、複層混交林の創出 | | | | |
| | | 開発申請時の適正な誘導 | | | | |
| | | 緑地保全地区制度、風致地区制度の活用 | | | | |
| | | 自然緑地保護地区制度等の活用 | | | | |
| | 保存樹制度の活用 | | | | | |
| 河川 湖沼の保全 活用 | 桐生川ダム周辺の整備 | | | | | |
| | 多自然型川づくり | | | | | |
| | 親水空間の保全 活用 | | | | | |
| 2. 水と緑のふれあいの場を広げる (緑地の創出) | 身近な公園緑地の整備 充実 | 身近な公園緑地の整備 | | | | |
| | | 一時避難場所としての公園機能の充実 | | | | |
| | | 市民参加による公園づくり | | | | |
| | 拠点となる公園緑地の整備 充実 | 個性と特色ある公園の整備 | | | | |
| | | 都市防災機能の強化 | | | | |
| | | 魅力ある公園への再整備 | | | | |
| | 水と緑のネットワーク化 | 緑の散歩道の整備 | | | | |
| サイクリングロードの整備 | | | | | | |
| ハイキングコースの活用 | | | | | | |
| 3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる (都市緑化の推進) | 都市公園、公共公益施設の整備 充実 | 都市公園の緑化 | | | | |
| | | 都市公園のバリアフリー化 | | | | |
| | | 学校の緑化 | | | | |
| | | 公共公益施設の緑化 | | | | |
| | 道路 河川の緑化 | 道路の緑化 | | | | |
| | | 河川 水辺の緑化 | | | | |
| | 民有地の緑化 | 住宅地の緑化 | | | | |
| 商業施設地の緑化 | | | | | | |
| 工場 事業所の緑化 | | | | | | |
| | | 緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結 | | | | |
| 4. 市民の自主的 主体的な緑のまちづくりを支援する (緑を育てる 仕組みづくり) | 自主的 主体的な活動の促進 | (仮)緑の相談所の開設 | | | | |
| | | グリーンフラワーバンクの活用 | | | | |
| | | 移動地域バンク (苗木及び球根の配布) の活用 | | | | |
| | | 生垣づくり奨励苗木交付事業の活用 | | | | |
| | | 市民による緑の維持管理の促進 | | | | |
| | | 桐生の清流と森林を守る会 の活動促進 | | | | |
| | | 活動団体 人材の育成 | | | | |
| | 緑化イベントの充実 緑の普及啓発 | 緑化推進月間の設定 | | | | |
| | | 桐生市緑化推進大会の開催 | | | | |
| | | 市民植木市の開催等イベントの充実 | | | | |
| | | 緑と花」のポスター募集及び展示 | | | | |
| | | | 普及啓発活動の充実 | | | |
| | 緑化推進基金の充実 | 桐生市緑化推進基金の積み立て 運用 | | | | |
| みどりのまちづくり推進体制の充実 | | | | | | |
| 調査研究 広報活動 | 庁内組織の充実 | | | | | |
| | 桐生しみどりと花の会」との連携 | | | | | |
| | 緑や自然に関する調査研究 | | | | | |
| | | 各種指針等の作成 | | | | |
| | | 緑に関する情報提供 | | | | |

施策の中心となる

施策に対して参加 協力または支援を行う

(2) 民間の参加、協力等の促進方法

自主的・主体的な活動の促進

本市では、市民、各種団体、ボランティア、行政が軸となり市民総参加を基調に活動を展開している「桐生市みどりと花の会」を中心として、市内すべての小学校に設置されている「緑の少年団」、「梅田ホタルを愛する会」、「道普請型ぐんまグリーン大作戦参加団体（平成 11 年度 43 団体）」などの多くの緑化推進愛護団体により、市内の美化、清掃活動や緑化活動を通して公園や道路の維持管理等への協力が行われている。

また新たに、桐生川などの清流とその水源となる山々を貴重な財産として次世代へ引き継ぐことを目的として「桐生の清流と森林を守る会」が市民ボランティアグループにより発足した。これに対して、市は事務局を努めるなどの支援を行っている。

また、ボランティア活動の拠点となる梅田清流広場の整備により、市民、小・中学生、各種団体等によるボランティア活動を支援する。

今後もグリーンフラワーバンク、地域移動バンク、生垣づくり奨励苗木交付事業などの活用により市民の緑化活動を促進する。あわせて、生垣や植木の維持・管理が困難な場合などのボランティアを必要としている市民と、ボランティア活動を希望している市民を橋渡しするなど、自主的・主体的な緑地保全、緑化活動を支援する。そのため、「桐生市みどりと花の会」との連携・協力により、常に新たに発生する活動へ対応を行える仕組みづくり、庁内体制の確立を推進する。

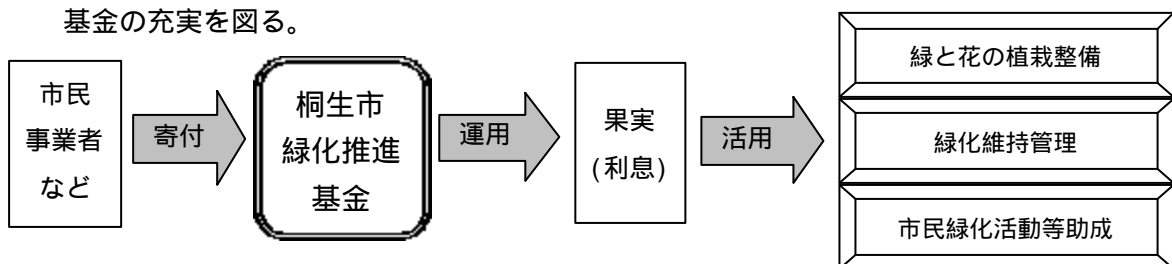
〔自主的・主体的な活動のための施策〕

- 緑化活動、複層混交林づくりなどのボランティア活動を支援するための仕組みづくりと庁内体制の確立
- 公園・道路などの樹木の選定・維持・管理・育成の推進
- 地域の市民や小・中学校へ公園アイデア募集、維持・管理も視野に入れた計画段階からの公園づくりへの参加の促進
- 緑化活動や公園づくり、自然環境保全などに意欲的な市民、団体への支援
- 学校教育との積極的な連携を図り緑についての学習機会の拡大
- 緑化技術や緑について生涯学習などを活用した学習機会の拡大
- 団体相互の交流促進機会の拡大
- （財）日本緑化センターの助成を得て緑の相談所の開設

緑化推進基金の充実

現在本市では、都市の緑化を効果的に推進するために、桐生市緑化推進基金として、市民、事業者等各方面からの寄付金を募りその積み立てを行っている。

今後も各緑化推進愛護団体の協力を得ながら、広く市民、事業者等に広め、緑化推進基金の充実を図る。



桐生市緑化推進基金のしくみ

(3) 普及啓発活動と顕彰制度の推進方針

普及啓発活動の推進

本市では緑化の推進についての基本的な方針と施策を示す「桐生市の緑を育て自然を守る条例」が定められている。また新たに、本市全体の清流を次世代へ継承するための基本的な方針と施策を示す「桐生川の清流を守る条例」が定められ、これらにより市民、事業者、行政の役割分担と連携及び協力が示されている。

本市では、これらの条例を基本として、緑化活動や自然環境保全などについて市民、事業者、行政のパートナーシップによる役割分担を図りながら、市民や事業者が主体的に活動を推進するための普及啓発活動を推進する。

〔普及啓発活動を推進するための施策〕

- 桐生市緑化推進大会や市民植木市の開催
- 都市公園等における花と緑のイベントの開催
- 自然観察の森を活用した自然観察会や指導員研修講座の開催
- 専門家による講演やシンポジウムなどの開催
- 市民、事業者や有識者の協力のもと緑や自然に関する調査研究の推進
- 緑化や自然環境保全などに関する指針の作成
- 緑化、ボランティア活動、NPO法人などに関する情報を市民に広めるとともに、市民からの情報や意見などを取り入れる機会を拡大するために、広報紙やインターネットなどの活用推進
- 広報紙やインターネットを活用した、市民の情報提供による民有地も含めた季節の花木のお知らせ
- 水と緑、自然環境の大切さを学校教育や家庭で学んだ子供から大人への発信の場となる学習成果発表会の開催支援

顕彰制度の推進

本市では桐生市緑化推進大会の開催にあわせ、「花と緑」のポスターコンクールの優秀な作品や緑化功労者・団体、優良花いっぱい団体に対してその活動を顕彰している。

今後も、市民、事業者等の積極的な緑化活動への参加を促進するため、引き続き顕彰活動を推進する。

〔顕彰制度を推進するための施策〕

- 内容の拡大...緑化や都市公園等に関するアイデア、研究内容 など

3 - 5 緑化重点地区の設定

(1) 対象地区設定の視点

「緑化重点地区」は、「緑の基本計画」制度の創設に伴い、法律上の制度として創設されたものである。設定した地区に対しては、今後、緑化重点地区整備事業により短期的に事業を行うことによって、本市の緑化モデル地区となるものである。

本市の緑化重点地区は、桐生市都市計画マスタープラン、緑の現況調査、市民意向等を踏まえて、緑化重点地区を選定するための以下の視点により設定する。

都市の中心駅周辺、歴史的・文化的特性により、都市のシンボルとなる地区
再開発事業や土地区画整理事業等の面的な開発、整備と連携して計画を設定
することが可能な地区

都市公園などを核として、地域制緑地の制度を活用しながら市民の自然との
ふれあいの場の創出を図る地区

教育施設などの公共施設の集積地などにおいて、公共施設と民有地の一体的
な緑化及び景観形成により良好な環境の保全と創出を図る地区

市街地内の河川、水路等の水辺空間と一体となって水と緑のネットワークを
形成する地区

(2) 対象地区の設定

本市の緑化重点地区は、対象地区設定のための5つの視点から、本市の玄関口として市の中心的核となる「桐生駅周辺及び新川地区」とする。

次頁に設定した地区の位置を示す。



緑化重点地区設定エリア

(3) 対象地区の現況

地区の概要

対象地区として設定した「桐生駅周辺及び新川地区」は、本市の公共交通の玄関口となるJR両毛線桐生駅を擁する地区であり、市役所、市民文化会館など多くの人が集まる主要な公共公益施設の集積地である。

地区のエリアは、南北はJR両毛線桐生駅北口から渡良瀬川河川敷の桐生大橋広場周辺まで、東西は丸山風致地区から浜松町二丁目までの区域で、面積は約240ha、人口は約8,730人（住民基本台帳及び外国人登録人口・平成11年3月31日現在）である。

また、地区から北側方向は本町、天神町の歴史的な街並み、自然が豊かな山地部へ続き、西及び南側は渡良瀬川、東側は桐生川に接した水と緑のネットワークの中心となる地区である。

現在地区内では、桐生駅周辺で土地区画整理事業が進められており、事業区域のうち桐生駅北口駅前広場周辺と南口駅前広場、都市計画道路桐生駅南線沿道まで地区計画が決定されている。

土地利用、施設の状況は、桐生駅から西側の区画を中心として市役所、昭和小学校、昭和中学校、商業高等学校、厚生総合病院、市民文化会館などの様々な公共公益施設が集積している地区である。また、渡良瀬川、元宿浄水場、聖眼寺、陸上競技場は丸山風致地区に指定されている。

桐生駅周辺と都市計画道路新川橋線、本町線、広見線沿道は商業施設が集積しており、地区東側は住宅、工場・事業所、商業施設の複合地区となっている。

地区の緑地現況

本地区の都市公園は街区公園2か所、近隣公園1か所、都市緑地1か所が配置されており、あわせて2.19haで地区人口1人あたり都市公園面積は2.5㎡/人となっている。

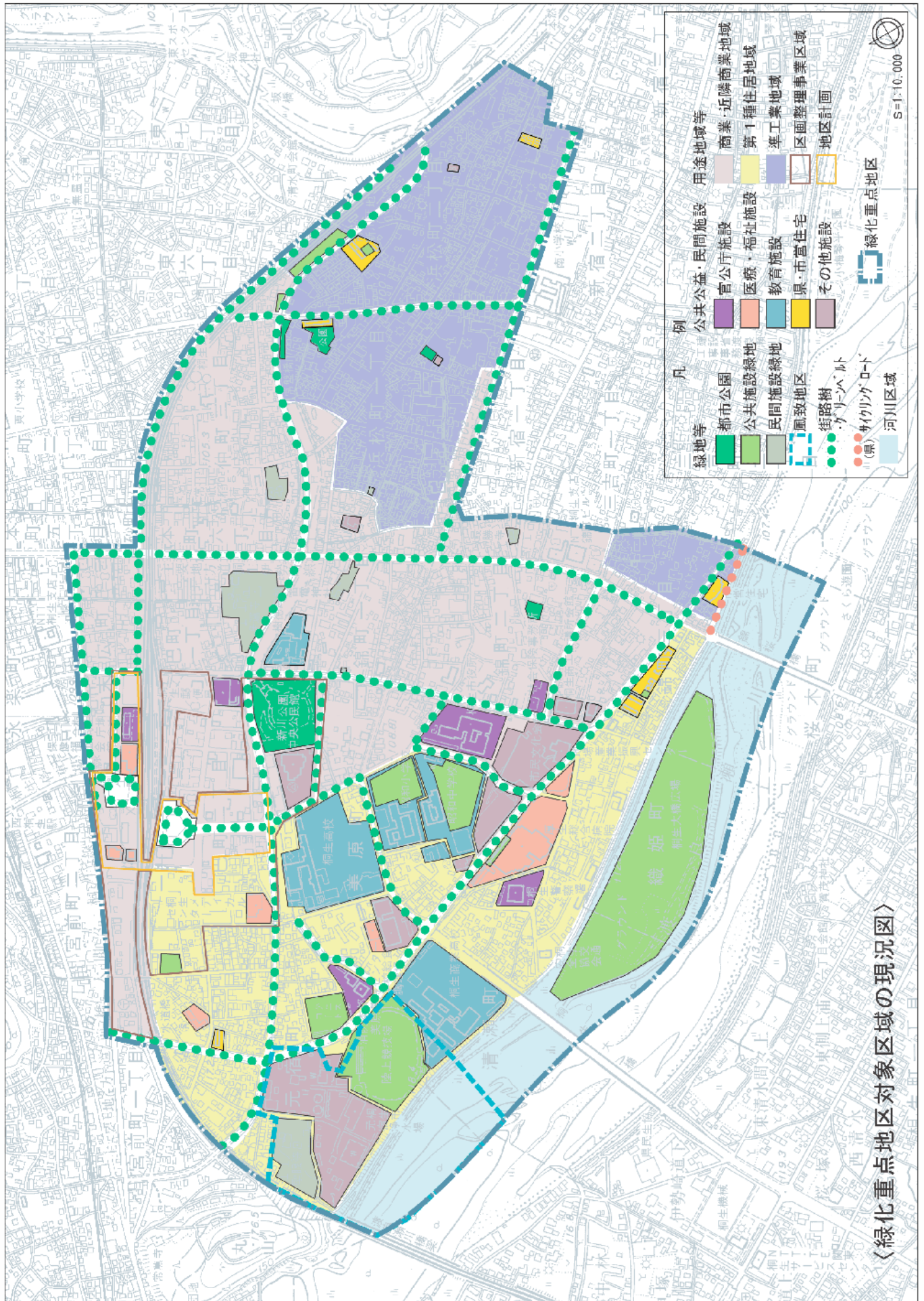
公共施設緑地は河川緑地1か所、青少年広場1か所、一般公開されている学校グラウンド2か所、市営住宅内公園2か所、花壇3か所、陸上競技場と庭球コートがそれぞれ1か所が配置されており、あわせて12.68haとなっている。

地域制緑地としては、丸山風致地区の一部（約18.0ha）、河川区域（渡良瀬川の一部約39.3ha）が指定されている。

表 対象地区内の緑地現況

| 種 別 | | 名 称 | 面積(ha) | |
|-------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|-------|
| 施設緑地 | 都市公園 | 街区公園 | 浜松町児童公園 | 0.42 |
| | | | 錦町二丁目児童公園 | 0.1 |
| | | 近隣公園 | 新川公園 | 1.6 |
| | | 都市緑地 | 浜松町緑地 | 0.07 |
| | | 計 | | 2.19 |
| | 公共施設緑地 | 河川緑地 | 桐生大橋広場 | 6.05 |
| | | 青少年広場 | 元宿町子ども広場 | 0.23 |
| | | 学校グラウンド | 昭和小学校 | 0.87 |
| | | | 昭和中学校 | 1.32 |
| | | 市営住宅内公園 | 織姫団地公園 | 0.02 |
| | | | 新川団地公園 | 0.02 |
| | | その他の公共施設緑地 | 美原線花壇 | 0.05 |
| | | | 新川バラ園 | 0.05 |
| | | | 安楽土橋脇花壇 | 0.03 |
| | | | 陸上競技場 | 3.37 |
| | 庭球コート | 0.67 | | |
| | 計 | | 12.68 | |
| | 都市公園等計(都市公園 + 公共施設緑地) | | | 14.87 |
| | 民間施設緑地 * | 社寺境内地 * | 浄運寺 | 1.21 |
| | | | 聖眼寺 | 1.11 |
| 最勝寺 | | | 0.07 | |
| 常祇稻荷神社 | | | 0.24 | |
| 雷電神社 | | | 0.29 | |
| 計 | | | 2.92 | |
| 施設緑地計(都市公園等 + 民間施設緑地) | | | 17.79 | |
| 地域制緑地 | 風致地区 | 丸山風致地区 | 18.0 | |
| | 河川区域 | 渡良瀬川 | 39.3 | |
| | 地域制緑地計 | | 57.3 | |
| 重複 | | | 17.78 | |
| 緑地総計(施設緑地 + 地域制緑地 - 重複) | | | 57.31 | |
| 地区面積に対する緑地の割合 | | 23.9 % | | |
| 人口1人あたりの都市公園面積 | | 2.5 m ² / 人 | | |
| 人口1人あたりの都市公園等面積 | | 17.0 m ² / 人 | | |

* 民間施設緑地となる社寺境内地は「桐生の寺社」に載っているものを抽出した



〈緑化重点地区対象区域の現況図〉

地区の緑化状況

地区の道路緑化の状況は、本市全体からみても都市計画道路の整備が進んでいる地区であるため緑化も進んでいるが、桐生駅周辺の都市計画道路赤岩線、巴・元宿線が未整備である。

地区内の公共公益施設の緑化状況は、下の表に示すように公園・緑地を除く施設の平均緑化率は19.4%で、市全体の平均（16.9%）よりも高くなっている。陸上競技場や元宿浄水場、商業高等学校のように20%以上の施設もあり平均緑化率を引き上げているが、昭和小学校・中学校、昭和公民館など、特に市民に身近で災害時の避難施設となっている施設の緑化率が低くなっている。

表 主な公共公益施設（市有施設）の緑化率

| 名称 | 敷地面積(m ²) | 緑化面積(m ²) | 緑化率(%) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 桐生市役所 | 15,939 | 2,340 | 14.7 |
| 保健福祉会館 | 2,858 | 30 | 1.0 |
| 美原長寿センター | 2,114 | 160 | 7.6 |
| 元宿保育園 | 1,790 | 160 | 8.9 |
| 勤労福祉会館 | 1,030 | 120 | 11.7 |
| 元宿浄水場 | 33,855 | 10,370 | 30.6 |
| 昭和幼稚園 | 2,500 | 470 | 18.8 |
| 昭和小学校 | 17,940 | 780 | 4.3 |
| 昭和中学校 | 22,310 | 980 | 4.4 |
| 商業高等学校 | 18,250 | 4,720 | 25.9 |
| 昭和公民館 | 1,560 | 0 | 0.0 |
| 中央公民館 | 7,330 | 1,290 | 17.6 |
| 市民文化会館 | 28,002 | 1,620 | 5.8 |
| 学校給食共同調理場 | 6,523 | 270 | 4.1 |
| 陸上競技場 | 26,990 | 13,420 | 49.7 |
| 合計 | 188,991 | 36,730 | 19.4 |

私有地の植栽地の割合を緑の現況調査（300m²以上のまとまった緑を抽出）からみると、地区面積に対して0.8%と低い。地区は市街地中心部であり敷地規模が小さく緑化可能な面積が少ないことからまとまった私有地の緑化が難しいため、私有地の緑は大部分が社寺境内地となっている。このような状況の中で特徴的な緑化として、商業施設の駐車場緑化や事業所の壁面緑化などがある。また、プランターを利用して玄関先などを花と緑で美しく緑化している住宅もみられる。

アンケート結果から

対象エリアを主に構成する3区、5区の人、住まいの周りで目に入る緑の量が多いと感じる人が少ない。特に3区は多いと感じる人は12%弱と行政区別でみると最も少なく、5区は32%弱で2番目に少ない。3区は、渡良瀬川沿いで河川沿いの自然的環境には恵まれているが、市街地内の身近な緑が少ないためと考えられる。

(4) 課題の整理

対象地区の現況やアンケート結果などから本地区の課題を整理する。

都市公園の配置

本地区は、河川緑地や、陸上競技場などの規模の大きな公共施設緑地は配置されているが、身近な都市公園については、地区人口1人あたり2.5㎡/人と少ないため早急な対応が必要となる。

道路緑化の推進

本地区は、都市計画道路の整備が進んでいることから、道路の緑化も進んでいるが、部分的に緑化の遅れている区間がある。また、住宅、工場・事業所等が混在し密集している地区も多くみられることから、災害時に延焼遮断効果が期待できる道路緑化を推進する必要がある。

公共公益施設緑化の推進

本地区は、公園、緑地を除く公共公益施設の緑化率はやや高いが、災害時の身近な避難場所となる小・中学校、公民館の緑化率が低い。小・中学校については、児童・生徒による緑化活動を進めるとともに、延焼遮断効果の高い植栽を推進する必要がある。公民館は、利用者である市民による緑化を推進する必要がある。

都市公園のバリアフリー化

本地区は、桐生駅、市役所を中心として公共公益施設が集積する地区であり市内外から様々な人が集まる地区であるため、都市公園でのバリアフリー化を推進する必要がある。

桐生駅周辺の緑化と緑地整備の推進

桐生駅周辺は、本市の玄関口として多くの市民、来訪者を向かえる場であり、本市の顔となるエリアである。本市の自然や歴史・文化、産業等の特性を活かした魅力ある場として、道路、施設等の緑化を推進するとともに、緑地の整備を推進する必要がある。

新川緑道の整備推進

新川公園東側でコロンバス通りと並行する新川周辺は、市街地中心部での緑豊かなオープンスペースとなる。そのため、水辺の再生も含めて、ゆとりと安らぎのある都市空間を創出するために新川公園とともに地区を代表する緑地として整備を推進する必要がある。